

## 審議案件に関する概要

令和3年3月24日第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和2年9月25日
担当部署	日高振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社アルムシステム 代表取締役 清信 祐司	北海道帯広市清流西2丁目19番地4
株式会社アルム 代表取締役 清信 緑	北海道帯広市清流西2丁目19番地4

## 2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	コメリハード&グリーン新ひだか店 北海道日高郡新ひだか町静内駒場6-1外	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1	
	株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信 東京都品川区大崎1丁目11番2号	
	有限会社アクティブサポート 代表取締役 落合 淳也 日高郡新ひだか町静内青柳町1丁目12番16号	
(3) 新設日	令和3年5月26日	
(4) 店舗面積の合計	4,091 m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	100台
	駐輪場の収容台数	8台
	荷さばき施設の面積	123 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	42 m <sup>3</sup>
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	株式会社コメリ 午前6時30分～午後9時00分
		株式会社ローソン 24時間
		有限会社アクティブサポート 午前6時30分～午後9時45分
	駐車場の利用時間帯	午前6時00分～午後10時00分 (一部箇所は24時間)
	駐車場の出入口数	5箇所
荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分 (一部箇所は24時間)	

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 202 台 > 設置台数 100 台			
	従業員駐車場等の整備	45 台			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	8 台			
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。			
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入が一度に集中しないよう計画的に時間帯を設定している。</li> </ul>			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に努めている。</li> <li>繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図っている。</li> </ul>			
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全及び違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行うよう努めている。</li> </ul>			
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として 10cm 以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>駐車場外周部及び従業員駐車場などに一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。</li> </ul>				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60 dB	50 dB	○
		2	60 dB	40 dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	50 dB	31 dB	○
		2	50 dB	25 dB	○
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a1	空調機	50 dB	32 dB	○
	a2	排気	50 dB	35 dB	○
	a3	排気	50 dB	29 dB	○
	a4	排気	50 dB	10 dB	○
	a5	排気	50 dB	8 dB	○
	A1	排気 (a4,a5) 合成音	50 dB	12 dB	○
	a6	排気	50 dB	42 dB	○
	b1	台車音	50 dB	42 dB	○
	b2	荷捌音	50 dB	50 dB	○
	c1	自動車走行音	50 dB	48 dB	○
	c2	自動車走行音	50 dB	58 dB	△
	c3	荷捌車走行音	50 dB	45 dB	○
d1	ドア開閉音	50 dB	51 dB	△	
d2	ドア開閉音	50 dB	49 dB	○	

	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導をしている。</li> </ul>
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組むこととされている。</li> </ul>
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置する。</li> <li>・室外機は最新の低騒音型を設置する。</li> </ul>
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、青少年等の蝟集等による騒音対策を講じている。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないよう配慮することとされている。</li> <li>・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図ることとされている。</li> <li>・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置し近隣住宅に配慮するよう啓蒙することとされている。</li> </ul>

\* 予測地点が4カ所未満の理由

店舗の東側は影響を受ける住居等がないため予測の対象としないため3カ所の測定とする。

\* 自動車走行音 c2 は敷地境界に近いいため規制基準値を超えるが、直近の住居壁際では基準以下(36dB)となる。

\* ドア開閉音 d1 は敷地境界に近いため規制基準値を超えるが、直近の住居壁際では基準以下(49dB)となる。

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 18 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 42 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等保管施設は、十分な大きさの堅牢な施設で、飛散防止や美観・衛生面に配慮することとされている。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図っている。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努めている。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ等は屋内の廃棄物保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐこととされている。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗運営責任者(店長など)との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対策を講じることとされている。</li> </ul>

(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、取組を阻害することの無いよう調和を図る。</li> <li>・広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないように配慮する。</li> </ul>
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。</li> </ul>
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蟻集等を防ぐよう配慮する。</li> <li>・店舗内の見通しを確保する商品陳列や防犯カメラの設置により万引き等の防止を図る。</li> </ul>
(7) 関係行政機関との協議状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案一式を提出し、計画概要を説明。</li> </ul>
公安委員会（警察）	<ul style="list-style-type: none"> <li>【北海道札幌方面静内警察署交通課】</li> <li>・特に指摘事項は無し。</li> <li>【北海道警察本部交通部交通規制課】</li> <li>・交通安全に留意して運営するように。 →店舗社員や運送業者とともに店舗周辺の低速度走行や安全確認に取り組み、繁忙時には交通整理員により適切な誘導を行い交通安全に配慮する。</li> </ul>
地元市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>【新ひだか町総務部まちづくり推進課】</li> <li>・特に指摘事項は無し。</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>【室蘭開発建設部浦河道路事務所総務課・工務課】</li> <li>・新設する出入口の新設及び構造について相談し了承を得る。</li> <li>【新ひだか町産業建設部建設課】</li> <li>・新設する出入口の新設及び構造について相談し了承を得る。</li> </ul>
その他関係機関	

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

#### 5. 道（日高振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし
------

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。